



徳島労働局発表
平成29年8月28日

担 当	徳島労働局 雇用環境・均等室
	雇用環境・均等室長 佐藤 真理子
	雇用環境改善・均等推進指導官 新居 美佐子
	電話 (088) 652-2718

改正育児・介護休業法の施行まであと1か月！ ～改正法に係る個別相談会を開催します～

保育園などに入所できず労働者が退職を余儀なくされる事態を防ぎ、さらに育児しながら働く男女労働者が、育児休業などを取得しやすい職場環境づくりを進めていくために、育児・介護休業法が改正され、平成29年10月1日から施行されます。

主な改正点は、①保育園等に入れない場合等の育児休業期間の延長、②育児休業制度等の個別周知の努力義務化、③育児目的休暇の措置の努力義務化です。

徳島労働局（局長 鈴木 麻里子）では、事業主に改正育児・介護休業法に沿った取組を円滑に進めていただくため、「改正育児・介護休業法に係る個別相談会」を下記のとおり開催することとしています。

「改正育児・介護休業法に係る個別相談会」

- 日 程 平成29年9月7日（木） 10:00～16:30
- 会 場 徳島地方合同庁舎 4階会議室（徳島市徳島町城内6-6）
- 相談内容 育児・介護休業法について
 - ・改正育児・介護休業法に沿った就業規則の整備
 - ・育児・介護休業法の内容
 - ・育児・介護休業等に係る個別事案 など
- 参加申込 予約制ですので、事前に下記まで、お申し込み下さい。
徳島労働局雇用環境・均等室
電話 088-652-2718

<添付資料>

- ・「改正育児・介護休業法に係る個別相談会」チラシ
- ・「保育園などに入れない場合 2歳まで育児休業が取れるようになります！」リーフレット